


庁議付議事案書

開催・令和3年3月24日

所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市障害者緊急時よりそい支援事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>在宅の障害者を介護している保護者が疾病等一時的な事由によりその介護が困難となった場合又は障害者が急激な環境の変化等により一時的に在宅生活が困難となった場合に、施設等で一時的に支援を行い、又は居宅等に支援者が訪問し支援を行うことにより、障害者の心身の安定を図る事業を実施するための要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①対象者 学齢児以上の身体障害、知的障害、精神障害のある人で、一時的に支援が必要な人</p> <p>②支援の方法 施設活用型（障害福祉サービス等事業所で一時的に支援する） 支援者派遣型（障害福祉サービス等事業所職員が居宅等を訪問し支援する）</p> <p>③支援事業者の登録 支援を行う障害福祉サービス等事業所はあらかじめ登録を行う。</p> <p>④支援の時間及び実施経費 1時間以上4時間未満 4,000円 4時間以上8時間未満 8,000円</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 障害者が、緊急時に普段慣れ親しんだ障害福祉サービス等事業所の職員から一時的な支援を受けることにより、障害者の心身の安定を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。